

消費税率改定に伴う総合事業サービス単価の変更について（訂正版）

（令和元年 10 月 1 日～適用）

○訪問型サービス

◆相当サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
訪問Ⅰ	要支援 1・2、事業対象者 （週 1 回程度利用）	1, 168 / 月	1, 172 / 月
訪問Ⅱ	要支援 1・2、事業対象者 （週 2 回程度利用）	2, 335 / 月	2, 342 / 月
訪問Ⅲ	要支援 2 （週 2 回を超える場合）	3, 704 / 月	3, 715 / 月

特定処遇改善加算については、国が定める額とします。詳細は、後日お知らせするサービスコード表を参照してください。

その他の加算・減算は変更ありません。

◆基準緩和サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
訪問Ⅰ	要支援 1・2、事業対象者 （週 1 回程度利用）	1 回 204 月 4 回以上 818	1 回 205 月 4 回以上 821
訪問Ⅱ	要支援 1・2、事業対象者 （週 2 回程度利用）	1 回 204 月 8 回以上 1, 635	1 回 205 月 8 回以上 1, 641

加算・減算はありません。

○通所型サービス

◆相当サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
通所Ⅰ	要支援 1・事業対象者 （週 1 回程度利用）	1, 647 / 月	1, 655 / 月
通所Ⅱ	要支援 2 （週 2 回程度利用）	3, 377 / 月	3, 393 / 月

特定処遇改善加算については、国が定める額とします。詳細は、後日お知らせするサービスコード表を参照してください。

その他の加算・減算は変更ありません。

◆基準緩和サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
通所Ⅰ	要支援 1・2、事業対象者 （週 1 回程度利用）	1 回 288 月 4 回以上 1, 153	1 回 289 月 4 回以上 1, 158
通所Ⅱ	要支援 2、事業対象者 （週 2 回程度利用）	1 回 295 月 8 回以上 2, 364	1 回 296 月 8 回以上 2, 375

加算・減算はありません。

※サービス単価マスタ、サービス単価コード表は準備ができしだい、ホームページに掲載します。

○支給限度額（予定）

状態区分	変更前単位	変更後単位
事業対象者	5,003	5,032
事業対象者（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると認められる場合、その他市長が認める場合）	10,473	10,531
要支援1	5,003	5,032
要支援2	10,473	10,531

○介護予防ケアマネジメント費については、各地域包括センターにメールでお知らせいたします。

ご確認ください

相当サービス給付費の請求は、月の途中で利用の変更があった場合、日割り計算で請求する場合と利用計画どおり1か月の単位数で請求となる場合があります。

また、基準緩和サービス給付費の請求は、実際の利用回数での請求となります。

詳細は長野市ホームページのQ&Aをご覧ください。

お問い合わせ先

地域包括ケア推進課 はつらつ応援担当 湯本

TEL (026) 224-7873

Fax (026)224-8574